

平成28年12月22日

各 位

三島信用金庫

不祥事件の発生とお詫びについて

この度、昨年10月30日に公表した元嘱託職員による不祥事件につきまして、同人による下記の事件が新たに発覚いたしました。

信用を第一とする金融機関において、このような事件が発生しましたこと、また、下記の事件を前回の調査時に発見できなかったことにつきましても、役職員一同深く反省するとともに、お客さまをはじめ、地域や会員の皆さま方に対しまして心から深くお詫び申し上げます。

1. 新たに発覚した事件の概要

再調査の結果、当該元嘱託職員は、平成25年3月から平成26年5月にかけて、当時在籍していた当金庫大岡支店のATMから現金合計700万円を抜き取り、また、それを補てんするため、平成26年5月から同年10月にかけて、当金庫幸町支店のお客さま1先の預金の一部（合計金額610万円）を着服していた事実が認められました。

2. お客さまへの対応等

今回新たに発覚した事件で被害に遭われたのは、元嘱託職員の親族であり、訪問のうえ事件の経緯を説明しご理解いただいたうえで、深くお詫びを申し上げます。被害金額についても、元嘱託職員から既に全額が弁済されております。

3. 関係者の処分について

既に公表しておりますとおり、元嘱託職員については、平成27年10月8日付で懲戒解雇処分を行っております。

また、今回新たに発覚した事実を受け、監督責任等を明確にするため、役員及び関係職員に対し、当金庫の関係諸規程に則り厳正な処分を行ってまいります。

4. 関係機関への報告等

事件発覚後、監督官庁等関係機関への報告を行いました。なお、元嘱託職員に対しては、刑事告訴を予定しております。

5. 再発防止

本事件を厳粛に受け止め、再発防止に向けた内部管理態勢の更なる充実・強化に、役職員全員が一丸となって取り組んでまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

三島信用金庫 経営企画部

TEL 055-973-5721 (9:00~17:00、土日祝日を除く)